

高根西小学校父母と教師の会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、高根西小学校父母と教師の会（略称高根西小学校 PTA）といい、事務局を高根西小学校に置く。
- 第2条 本会は、高根西小学校の教育振興を図る目的とする。
- 第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 高根西小学校の教育振興に関すること。
 - 2 会員相互の研修に関すること。
 - 3 その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 組織

- 第4条 本会の会員は、高根西小学校の児童の父母（保護者）教師及び本会の趣旨に賛同したものとする。
- 第5条 本会は事業推進のため、専門部を置く。細則はこれを別に定める。
- 第6条 本会は、同地区の会員相互の結びつきを密にするため、地区 PTA を置く。細則は別にこれを定める。
- 第7条 本会は、親と子の結びつきを密にするため、学年 PTA を置く。

第3章 役員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- 1 名誉会長(1)
 - 2 会長(1)
 - 3 副会長(2)
 - 4 監事(2)
 - 5 幹事(2)
 - 6 協議委員（地区会長・学年会長・専門部会長・在職職員）
 - 7 委員（地区会長・学年会長・在職職員・地区副会長・学年副会長・各学年代表委員。原則として地区委員と学年委員は重任しない。）
- 第9条 役員を選出並びに任務は次の通りとおりとする。
- 1 名誉会長は、学校長を推挙し、会務遂行のための助言をする。
 - 2 会長・副会長は協議委員会で選出し、総会の承認を得て決定する。
 - 会長は本会を代表し、会務を処理する。
 - 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれに代わる。
男子副会長は庶務幹事・女子副会長は会計幹事を兼ねる。
 - 3 監事は協議委員会で選出し、総会の承認を得て決定し、本会の会計を監査する。
 - 4 幹事は会長が委嘱し、本会の庶務・会計を処理する。
 - 5 協議委員会は地区会・学年会・専門部会で選出し、総会の承認を得て決定し、本会の事業と運営について協議する。
 - 6 委員は地区会・学年会で選出し、総会の承認を得て決定し、緊急重要案件を審議議決する。また、在職職員（名誉会長を除く）と専門部会を構成し、本会の

事業を協議，推進する。（ただし，学年PTA代表委員は除く）

- 7 地区委員は2月末日までに，学年学級委員は3月1日以降に選出するものとする。

第10条 本会の役員の任期は4月1日より3月31日までとする。ただし，4月1日より総会までは承認前であるが，3月に行われる合同役員会で選考された新役員の任務とする。

第4章 機関

第11条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 PTA会長が招集し，年1回以上，必要に応じて開き重要案件を議決する。総会は定期総会と臨時総会とし，定期総会は年1回4月に開き，次のことを決める。
 - イ 予算の決定
 - ロ 決算の承認
 - ハ 役員の承認
 - ニ 会則の改廃
 - ホ その他重要事項の決定
- 2 地区会 PTA地区会長が招集し，年1回以上，必要に応じて開き次のことにあたる。
 - イ 地区正・副会長の選考
 - ロ 会の運営の協議
 - ハ 会の事業の推進
- 3 学年会 学年会長が招集し，年1回以上，必要に応じて開き次のことにあたる。
 - イ 学年正・副会長の選考
 - ロ 学年会の運営の協議
 - ハ 学年会の事業の推進
- 4 専門部会 専門部長が招集し，必要に応じて開き，専門部会（報道・教養部会，補導・安全部会，保健・体育部会）を構成し，次のことにあたる。
 - イ 専門部正・副会長の選考（地区会長と重任しない）
 - ロ 専門部会の運営の協議と事業の推進
 - ハ 専門部会細則の改変の検討
- 5 協議委員会 執行部員と協議委員で構成し，PTA会長が招集し，必要に応じて開き，次のことにあたる。
 - イ 予算案・決算書の審議
 - ロ 会則の改廃の検討
 - ハ 本会の正・副会長・監事の選考
- 6 執行部会 名誉会長・正副会長・幹事で構成し，PTA会長が招集し，必要に応じて開き，本会の企画・運営・調整にあたる。
- 7 委員会 執行部員・委員で構成し，PTA会長が招集し，緊急重要案件を審議・議決する。総会にかえることができる。

第5章 会計

第12条 本会の経費は，会費及び寄付金をもってこれにあたる。

第13条 本会の会計年度は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

第14条 北巨摩郡PTA連合協議会・専門部規程により，郡P総務部員は会長及び

名誉会長とする。

第15条 本会の会則の変更は、総会の議決による。

第16条 本会則は、昭和59年2月26日に改正し、昭和60年3月11日一部改正し、昭和60年4月1日より実施する。

平成3年4月16日一部名称字句の改正。同日より実施。

平成7年4月 第11条4 イ項一部改正、平成8年4月より執行する。

＜高根西小学校PTA専門部細則＞

- 1 本会は、次の専門部会を置く。
 - (1)報道・教養部会
 - (2)補導・安全部会
 - (3)保健・体育部会
- 2 各専門部会の活動内容は、次の内容とし、各専門部会の総意により具体化し実践活動をする。
 - (1)報道・教養部会
 - ①会員全体及び相互の教養の高揚と親睦を図る事業に関する事。
 - ②会員相互及び地域への情報の伝達や意見の交換などに関する事。
 - ③この会と同じ目的を持つ他団体と連絡をとり、活動の伸長を図る事業に関する事。
 - ④その他本会発展に資する事。
 - (2)補導・安全部会
 - ①児童の交通指導・通学路の点検などに関する事。
 - ②地区内危険箇所の点検とその対策に関する事。
 - ③児童の家庭生活・社会生活及び児童相互の自主的・集団生活の補導などに関する事。
 - ④会員全体の意識高揚に関する事。
 - ⑤地域社会に対して、この会の教育的催しの開催などに関する事。
 - ⑥その他本会発展に資する事。
 - (3)保健・体育部会
 - ①児童の校外生活における健全育成などに関する事。
 - ②児童・家庭の衛生思想の普及と校地校舎の保健衛生に関する事。
 - ③家庭における保健衛生のしつけなどに関する事。
 - ④疾病に対する予防方策などに関する事。
 - ⑤児童の体力向上やスポーツ振興に関する事。
 - ⑥体育後援会と連携を図り、本会発展に資する事。
- 3 この会則は、必要に応じ、各専門部会ごとに改変することができるが、改変したときは、総会に報告することとする。
- 4 この細則は、昭和60年1月30日に定める。

<高根西小学校PTA弔意規定>

1 病気の場合

役員にして、1ヶ月以上に亘る入院、又は治療するときは、3,000円の見舞をする。ただし、長期療養に亘る場合も1回の見舞にとどめる。

2 死亡の場合

香料

(1) 協議員 -----	3,000 円	P 会長会葬	弔辞を呈する。
(2) 学年委員 -----	3,000 円	学年会長	会葬
(3) 一般会員 -----	3,000 円	地区会長	会葬
(4) 児童 -----	3,000 円	学年会長	会葬
(5) 教育関係者 -----	3,000 円	P 会長会葬	

3 不慮の災害の場合

(1) 火災・主たる住居の被害程度に応じ、3,000円～5,000円の見舞をなす。

(2) その他・被害程度により、3,000円～5,000円の見舞をなす。

4 その他

上記以外に必要事項が発生した場合は、その都度、協議委員会の決議を経るものとする。ただし、緊急を要する場合は、正副会長において臨機の処置をとり、後日協議委員会に報告、承認を得ることができる。

付則

本規定は、昭和36年4月1日より執行する。

本規定の変更は社会状態の変化に伴い、順次改正される。

(昭和49年・53年6月・54年9月・56年1月・62年4月・平成4年4月 1. 2項一部改正 改正)

平成10年4月16日に一部改正

北杜市立高根西小学校 教育後援会会則

第一章 総 則

第1条 (名称)

本会は北杜市立高根西小学校教育後援会といい、事務局を北杜市立高根西小学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は北杜市立高根西小学校の教育振興のために、後援することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学芸活動の奨励振興
- 2 体育活動の奨励振興
- 3 学校の環境整備への協力
- 4 地域との連携強化
- 5 その他の本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

第4条 (組織)

本会は、本会の趣旨に賛同する会員及び準会員をもって組織する。

- 1 正会員 高根西小学校の児童の家庭
- 2 準会員 前項以外の家庭

第三章 機 関

第5条 (機関の種類)

本会には次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会

第6条 (総会)

総会は毎年4月に開き、高根西小学校PTA総会の当日に開くものとし、会務の報告・事業計画・予算決算の承認・役員承認等を行う。但し緊急の場合は理事会をもってこれに代えることができる。

第7条 (理事会)

理事会は会長が招集し会の重要事項について審議処理する。

理事会は会長、副会長、理事、地区委員、幹事をもって構成する。

第四章 役 員

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 学年理事 | 6名 |
| 4 地区理事 | 6名 |
| 5 監事 | 2名 |
| 6 幹事(庶務・会計) | 1名 |

第9条 (選出及び任務)

本会の役員の任務及び選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長はPTA会長がこれにあたり、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長はPTA副会長がこれにあたり、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
- 3 理事及び地区委員は学年会及び地区会において選出し、役員会を構成し、本会の事業を推進する。
- 4 監事はPTA監事がこれにあたり、本会会計事務を監査する。
- 5 幹事は学校職員より選出し、本会の事務を処理し、会計事務を司る。

第10条 (任期)

本会の役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、4月1日より総会までは承認前であるが、3月に行われる合同役員会で選考された新役員の任務とする。

第五章 会 計

第11条 (経費)

本会の経費は会費及び寄附金をもってこれにあてる。会費は次の会員より徴収する。

第12条 (会費)

本会の会費は正会員が700円、準会員が500円とする。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 附 則

第14条 (会則の改正)

本会則の改正、廃棄は総会の決議による。

第15条 (施行)

この会則は平成18年4月14日より施行する。